

**【令和5年度 第2回 さいたま市環境審議会】**

日 時	令和5年8月8日（火）14時00分～16時00分
場 所	さいたま市役所別館2階 第5委員会室
出席者	<p><b>【委 員】</b></p> <p>増田 幸宏          会長      小口 千明   副会長      飯野 耕司      委員  五十嵐 光一郎   委員      市川 千恵   委員          鎌田 正男      委員  篠島 恵子          委員      新地 敏史   委員          鈴木 詩衣菜   委員  砂川 智              委員      関根 創太   委員          堀口 浩二      委員  渡部 郷              委員</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>環境共生部環境総務課 金子課長、横山副参事、松本係長、廣川主事</p> <p><b>【庁内課】</b></p> <p>環境共生部脱炭素社会推進課 中園課長、吉田係長、林主査、清水主任  武藤主任、渡辺主事</p>
欠 席	<p><b>【委 員】</b></p> <p>磐田 朋子 委員      金子 貴代 委員      塚原 伸治 委員  西澤 初男 委員      前田 博之 委員</p>

## 1. 開会

事務局

それでは皆様、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、令和5年度第2回さいたま市環境審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度第2回さいたま市環境審議会を開催いたします。

私は本日の進行を務めさせていただきます、環境総務課長の金子でございます。よろしくお願いいたします。

## 2. 委嘱状交付

事務局

それでは早速でございますが、さいたま市環境審議会委嘱状の交付を行います。本来であれば、市長より委嘱状をお渡しするところでございますが、大変恐縮ながら、市長の代理といたしまして、環境総務課長の金子より委嘱状を交付させていただきます。

事務局

飯野耕司様、さいたま市環境審議会委員を委嘱します。委嘱期間は、令和7年7月16日までといたします。さいたま市長、清水勇人。よろしくお願いいたします。

(名簿順に委嘱状交付)

## 3. 挨拶

事務局

それでは続きまして環境局長よりご挨拶を申し上げる予定でしたが、本日環境局長が都合により欠席となりましたので、誠に申し訳ございませんが、挨拶は割愛とさせていただきます。

続きまして、さいたま市の本日の出席者について、ご報告させていただきます。環境総務課副参事の横山でございます。

事務局

横山です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

脱炭素社会推進課長の中園でございます。

庁内課

中園と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

その他の職員につきましては、お配りしました座席表等をご覧いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。まず、本日机上に配付しております資料になります。次第、委員名簿、さいたま市名簿、席次表、別紙令和5年度第2回さいたま市環境審議会議事に対するご意見について、これに加えまして議事に係る資料としまして、資料1さいたま市環境白書、環境基本計画年次報告書概要版、A3カラーの三つ折りの物になります。続きまして、さいたま市地球温暖化対策（区域施策編）骨子案に対する意見提出になります。お手元がない資料がございましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。また、議事に係る参考資料としまして、第2次さいたま市環境基本計画、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）、さいたま水と生き物プラン、以上3つの計画と概要版をそれぞれ1冊ずつ配布しております。こちらの参考資料につきましては、既にお持ちの方もいらっしゃるかと存じますので、不要の場合は、審議会終了後に机の上に残してご退席いただきますようお願いいたします。また、今回新任となる委員の方には、令和4年版さいたま市環境白書をお配りしております。

次に、事前に送付いたしまして、本日ご持参くださるようお願いしている資料の確認をお願いいたします。資料1、さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について、資料2、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について、資料3、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）骨子案、資料4、第4次さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定について、以上になります。また、本日はタブレットを用意しておりますので、事前送付資料をお持ちでない方は、タブレットにてご覧いただければと思います。

続きまして、会議の成立について報告させていただきます。本審議会は、さいたま市環境審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと定めておりますが、本日の出席委員は、委員定数18名に対し、13名となっており、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを報告いたします。

#### 4. 委員紹介

事務局

それでは次第の3になりますが、改めまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿順でご紹介いたしますので、お手数ですがその場でご起立いただき、一言ご挨拶をお願

いしたいと思います。お手元のさいたま市環境審議会委員名簿、第10期も併せてご参照ください。

それでは、飯野耕司様、お願いいたします。

飯野委員

さいたま市環境保全連絡協議会から参りました、飯野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして五十嵐光一郎様、お願いいたします。

五十嵐委員

五十嵐です。自治会連合会の代表です。よろしくお願いいたします。

事務局

市川千恵様、お願いいたします。

市川委員

さいたま市環境会議から参りました、市川と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

小口千明様、お願いいたします。

小口委員

埼玉大学大学院理工学研究科の小口と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

鎌田正男様、お願いいたします。

鎌田委員

さいたま市みどり愛護会の広報部長の鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

篠島恵子様、お願いいたします。

篠島委員

さいたま市環境美化会議から参りました、篠島でございます。よろしく願いいたします。

事務局

新地敏史様、お願いいたします。

新地委員

さいたま市民の新地です。よろしく願いいたします。

事務局

鈴木詩衣菜様、お願いいたします。

鈴木委員

聖学院大学から参りました、鈴木詩衣菜と申します。よろしく願いいたします。

事務局

砂川智様、お願いいたします。

砂川委員

さいたま商工会議所から参りました、砂川と申します。初めての参加でございます。よろしく願いいたします。

事務局

関根創太様、お願いいたします。

関根委員

関根創太と申します。私も初めての参加です。自営の技術コンサルタントをやっております。よろしく願いいたします。

事務局

堀口浩二様、お願いいたします。

堀口委員

埼玉県庁の堀口です。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

増田幸宏様、お願いいたします。

増田委員

芝浦工業大学の増田でございます。大宮キャンパスに勤務しております。よろしく  
お願いいたします。

事務局

渡部郷様、お願いいたします。

渡部委員

さいたま市水環境ネットワークの渡部でございます。よろしく  
お願いいたします。

事務局

ありがとうございます。なお、磐田朋子様、金子貴代様、塚原伸治様、西澤初男様、前田  
博之様は本日も欠席しております。

## 5. 会長、副会長選出

事務局

それでは次第の 4、会長、副会長の選出に移らせていただきます。会長、副会長の選出に  
つきましては、さいたま市環境審議会規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選によ  
り選出するということになっております。会長と副会長の選出につきましては、皆様からご  
意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。どなたかご意見ある方、お願いいた  
します。

市川委員

事務局のほうはどのようにお考えでしょうか。

事務局

はい、ありがとうございます。ただいま事務局案の提示につきましてご発言いただきまし  
たが、事務局から会長、副会長の案をお示しするというところでよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

## 事務局

ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局から提案をさせていただきたいと思います。まず、本審議会の会長ですが、芝浦工業大学の教授として、建築、都市環境工学などを専門に研究されております。増田幸宏委員を提案させていただきたいと思います。次に副会長には、埼玉大学の准教授として、環境科学社会基盤部門、地形学、地理学などを専門に研究されております。小口千明委員を提案させていただきたいと思います。

増田幸宏委員は本審議会の第9期会長、小口千明委員は第9期副会長という要職を務めていただいております。令和5年度第1回目の本審議会において、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の改定について諮問を行っていることから、引き続き本審議会の意見を取りまとめ、答申させていただきたいと思います。

こちら事務局案になりますが、いかがでしょうか。ご意見等ございましたらお願いいたします。

## 委員一同

異議なし。

## 事務局

それではご異議がないようですので、会長は増田委員、副会長は小口委員にお願いしたいと存じます。それでは恐れ入りますが、増田会長と小口副会長は会長席、副会長席へ移動をお願いいたします。

それではここで、増田会長と小口副会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。まず、増田会長お願いいたします。

## 増田会長

改めまして、芝浦工業大学の増田でございます。微力ながらご指名いただきましたので、進行や取りまとめを担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご議論いただきます議題は、重要な内容かと存じております。本日もそうでございますが、猛暑と豪雨と異常気象と、そのようなことが差し迫った問題として、私たち1人1人が実感するような段階になっておりました。そのような段階で、本日はご議論いただくような環境白書や温暖化対策の実行計画というものは、これまで以上に大事な役割を担ってくると実感いたしております。この資料を手にとられる皆様は、いずれもかつてない程真剣な思いで読まれると思っております。ですので、皆様にはご議論いただきまして、細部までこだわったものをご議論して、まとめたいと考えておりますので、是非お力添えの程どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。続きまして小口副会長お願いいたします。

小口副会長

ご指名にあずかりましてどうもありがとうございます。僭越ながら今期も務めさせていただきます。会長からのお話もありましたように、現在、台風が停滞していたり、新たに大きな台風が発生したりと異常気象が起きておりますし、異常気象による私たちの生活も脅かされつつあり、できる限りのことを私たちが考えながら行っていかなければならないという状況が差し迫っております。中でも温暖化対策というのは世界をあげての取組になってきておりますので、そちらにきちんと向かっていけるように、さいたま市の取組のサポートをしていければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

## 6. 議事

事務局

ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思います。なお、委員の皆様が発言される際につきましては、お手元のマイクボタンを一旦押し、オンにさせていただくようお願いいたします。また、発言が終わりましたらもう一度押していただきまして、オフにさせていただくようお願いいたします。それではここからの進行は、会則に従いまして、会長をお願いしたいと存じます。増田会長よろしくをお願いいたします。

増田会長

はい、承知いたしました。それでは、早速本日の次第に沿いまして、5番目議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず本審議会は公開としておりますけれども、本日の傍聴希望者について、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

本日の審議会には1名の傍聴希望者から申請がございます。

増田会長

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局のご説明によりますと、本日の審議会には1名の傍聴希望者がおられるということがございます。これより傍聴希望者には入室をしていただきますけれども、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

増田会長

ありがとうございます。それではご入室していただければと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日は2件の議事がございます。時間の都合もございませんので1つ目の議事、さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）につきましては20分程度。それから2つ目の議事が第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等に係る改定案の中間報告という議題でございますが、こちらにつきましては60分を目処に質疑応答を含めて、この時間で進行をしまいたいと思っております。本日、時間内に出し切れなかったご意見などがございます場合には、後日書面にて事務局にご提出いただくということで、お願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### (1) さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について

増田会長

それでは議事に入ります。まず、議事の(1)さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）についてということで、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

環境総務課の廣川と申します。よろしくお願いいたします。私から議事1のさいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について説明をさせていただきます。失礼ながら座って説明をさせていただきます。説明に当たりまして、タブレット端末の資料の他に、机上用意しました、第2次さいたま市環境基本計画概要版と、資料1さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）概要版、A3カラー三つ折りの物をご参照いただきたいので、お手元に準備をお願いできますでしょうか。

それでは説明を始めます。まず、議題にあります環境白書の役割について説明をいたしますので、概要版、第2次さいたま市環境基本計画の裏面7ページをご覧ください。7ページの真ん中の推進体制にあたります、概要版の裏面になります。さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）は、さいたま市環境基本計画の年次報告書として、環境施策の取組状況を取りまとめて作成し、公表するものです。本白書を通じて、本市の環境の現状を知っていただくとともに、市民、事業者、学校等との協働により、望ましい環境像の実現を目指していきます。

次に、資料1の説明に移らせていただきます。今回議題として提出しましたものは、令和5年1月26日に開催しました環境審議会にて、令和4年版の環境白書の原案報告を行った際に、委員の皆様から多くの意見があったものに対しまして、今年度版の環境白書に意見を

反映するために、事務局の案を提示するものです。

それでは、成果指標および目標指標による評価方法の見直しについて説明いたします。まず、1 ページ目のこれまでの評価方法について説明いたします。タブレットをご覧ください。環境白書におきましては、対年度目標値と対前年度の評価方法により、2つの評価方法を設定しております。対年度目標値につきましては丸、三角、バツの3段階評価でして、上から説明しますと、丸が年度目標値を達成している、三角が年度目標値との差が年度目標値の50%以内である、バツが年度目標値との差が年度目標値の50%を超えているとしておりました。

対前年度の評価方法につきましては、丸が前年度より増加している、三角が前年度から悪化の程度が10%以内である、バツが前年度からの悪化の程度が10%を超えているとしておりました。この評価の方法につきましては、令和4年度第1回環境審議会におけるご意見としましては、対前年度比の評価に関して悪化の程度が10%以内、-10%から0%を三角で表すのは恣意的であり、悪化の具合が前年度より進んでいるのか、誤差の範囲か不透明であるとの意見がございました。また、三角の説明は、前年度より良くなっていない等に変更したほうが良いとの意見もございました。

次に2 ページ目に移ります。こちらのご意見に対しまして事務局といたしましては、新たな評価方法を次のとおり設けましたので説明いたします。まず、対年度目標値の評価方法につきましては5段階評価で評価を設定し直しました。S、A、B、C、Dの5段階評価で設定をいたしまして、年度目標値を大きく上回り達成で+50%以上をSとしております。次に+1%以上から+50%未満をAとしました。Bにつきましては-1%を超えるから+1%未満としました。Cにつきましては、-1%以下から-50%を超えるとしております。Dにつきましては、年度目標値を大きく下回り未達成として-50%以下といたしました。

次に、対前年度比の評価方法につきましては、+10%以上を前年度より良化しているとしてSとしております。+1%以上から+10%未満はAといたしまして、-1%を超えるから+1%未満はBとしております。-1%以下から-10%を超えるものはCとしまして、-10%以下はDと設定いたしました。

この変更点につきましては、対前年度比は良化、悪化を均等に評価するため5段階評価に変更したものです。あわせて、対年度目標値も5段階評価に変更しております。次に全ての評価に数値による基準の説明を追加しまして、評価基準を明確にいたしました。また年度目標値と変わらず達成および前年と変わらない評価基準としまして、±1%の誤差範囲を設定しました。環境白書の評価方法につきましては以上となります。

次に、さいたま市環境白書概要版の説明をいたしますので、A3巻三つ折りの資料をご覧ください。タブレットのほうにも説明をポインターで示しておりますので、ご覧ください。今回こちらのほうで作成案として提示しましたこの概要版は、前回の審議会で、環境白書の活用や環境行政の情報発信を行ったほうが良いとの意見を受けまして、事務局として環境白書を知ってもらうため、手軽に環境白書を知ってもらえるものを作成した

いと意図で作成を検討しているものです。こちらの概要版の案につきまして説明をいたします。

まず、表紙 1 ページ目のところにつきましては、さいたま市環境白書に興味を持ってもらうため、写真やイラストで市民の目を引くような環境行政に係るものを掲示したいと考えております。

続いて、2 ページ目の望ましい環境像というタイトルを設けたところにつきましては、第 2 次さいたま市環境基本計画で掲げます、望ましい環境像のイメージ図ですとか説明等をこちらに入れまして、さいたま市の目指す望ましい環境像の説明をしたいと考えております。続きまして、次のページになります。見開きのページにつきましては、環境基本計画で掲げます 5 つの基本目標をそれぞれ掲示いたしまして、目標ごとの取組の紹介ですとか、写真、イラスト等を入れまして、さいたま市がこういった環境行政を展開しているのかといったところを、市民の方に発信していきたいと考えております。最後に 4 ページ裏表紙に当たるところですが、こちらにつきましてはコラムやさいたま市が今、行っている重点施策、区域施策編、水と生き物プランなどをご紹介したいと考えております。

議事 1 に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田会長

ありがとうございました。事務局から議事 1 についてご説明をしていただきました。ご説明いただきました内容について質問、ご意見ある方はご発言いただければと思います。これまでいただいたご意見も踏まえまして、資料 1 で、評価方法についても新たな方法のご説明をいただきました。今ご説明いただきましたけれども、対年度目標値、対前年度比いざずれも 5 段階評価にして、バランスよく評価ができるようにしていることと、それからいざずれも達成しているのか未達成なのか、良くなっているのか悪くなっているのかを明確に表現しているということと、それぞれ数値を併記して客観的に状況がわかるように工夫をされたというご説明でございました。

今の部分でご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。

飯野委員

評価ですが、C が-1%から-50%を超えるとありますが、D は-50%を超えていますよね。C は-50%未満とかが良いのではないのでしょうか。また、下の枠の C のところも-10%を超えるとありますが、10%を超えるのは D だと思います。ですので、-50%までや未満などのほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

増田会長

表現等色々のご検討されたかと思いますが、いかがでしょうか。

## 事務局

こちらの表現につきましては、昨年度の環境審議会におきましても、一部成果指標の数値のところでご指摘があったと記憶しておりまして、こちらの超えるの表現につきましては、実際にこれが正しいのかどうかというのは改めてこちらで精査いたします。また、表現の他にグラフ等で上下を示しまして、0 から 50 のところや-50 等の表現を入れまして、より見やすく評価をどのように設定しているのかというものをお作りしたいと考えておりますので、最終的にはそういったもので原案報告を行っていくように考えております。

## 増田会長

ありがとうございます。読んでも中々すぐにイメージと結びつかないかもしれません。ご説明いただいたように、棒グラフなどのチャートと合わせて視覚的にもわかりやすくしていただくと、読み手には親切かもしれません。ぜひ表現と合わせてご検討していただければと思います。では、五十嵐委員よろしく願いいたします。

## 五十嵐委員

概要版の中ページで、綺麗にレイアウトができていますので、考え方が色々あると思いますが、基本目標 1 から 5 と 5 つの項目を横に並べることに少々感じるがありまして、基本目標 1 から 3 は、1 つ目は脱炭素社会を実現する、2 つ目は循環型都市を創造する、3 つ目は自然と共生、これを並べるのは大きな事業項目だろうと思います。ですが、4 つ目というのは、基本目標 1 から 3 を実現したら、住みやすい、安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現するというので、4 つ目に並べるのではなく環境白書概要版の総タイトルに相当するような項目目標で、このレイアウトでいうと、上の余白のところ載せるか、表紙に載るくらいの項目で 4 つ目として、基本目標 1 から 3 の横に並べるのはいかがかなと思います。1 つの意見です。

それともう 1 点、基本目標 5 は、全ての主体が手を取り合いということですから、色々な団体や個人、公共が手を取り合って、より統一的に基本目標 1 から 3 を実現しようということだと思うので、5 つ目ではなく基本目標 1 から 3 を効率的に推進するには、こういうことで手を取り合うよねということで、もしかしたら基本目標 1 から 3 の最後にまとめなのか、コメ印なのかはわかりませんがそのような扱いで、表紙に大きく記載するような物が 4 で、効率よくやろうというような締め項目が 5 ではないかと思ひまして、考え方は色々あると思いますが、いかがでしょうか。

## 増田会長

ありがとうございます。パンフレットのレイアウトやデザインの大事なご指摘ですので、事務局のほうで、もしお考えの部分がございましたらお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございます。お配りしました環境基本計画の35ページをご覧くださいますと、環境基本計画の中の基本目標がありまして、こちらを基に今回の概要版もお示ししようかと考えているところです。確かにこの表にもあるとおり、基本目標5につきましては、各目標達成の下支えというところになっております。このような部分もより見やすく、あくまでこの基本目標1から4あつての5であると、ご指摘いただきましたように地球温暖化の問題や、循環型都市というのはやはりウエイトが大きいところでございますので、そういった流れやどちらにウエイトがあるかということもご意見いただきまして、見やすく表記できればと改めて考えたいと思います。ありがとうございます。

## 増田会長

ありがとうございます。特に目標が5個で上下に分けると、そこに何か違う意味が入ってしまうということもあります。今の35ページあるいは概要版で、確かに目標5は少し違うというそのあたりをどのようにレイアウトを反映させるかは大事かと思えます。これから作成する際に検討していただければと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では、鈴木委員お願いいたします。

## 鈴木委員

ご説明ありがとうございます、聖学院大学の鈴木でございます。1点質問させていただければと思います。A3の三つ折りのところでSDGsのアイコンがあるかと思いますが、大事なところだと思いますので、アイコンがあるととてもわかりやすく良いと思えました。ですが、それぞれ基本目標1から5の中で、目標の14、15、17を意図的に抜いているのかなと思っております。例えば第2次環境基本計画の概要版とかですと、最後の17まで載っており、例えばその目標の中で、ともに取り組み参加するや、誰もが暮らしやすい、共生するなど、そういったことが基本目標に入っているのも、もし意図的であればなぜ抜かれたのか理由を教えてください。また、違う範囲ではあると思うのですが、せめて目標17あたりは入れたほうが良いのではないかと思います。整合性があるような形で、14、15、17を取らずにそのまま載せたほうが良いのではないかと思います。以上です。

## 増田会長

ありがとうございます、大事なご指摘でした。いかがでしょうか。

## 事務局

はい、すみません、失礼いたしました。環境基本計画の36、37ページをご覧くださいたいと思うのですが、申し訳ありません、こちらは全て14、15、17も該当する部分は本来入れ込んでおりましたが、この概要版につきましては漏れがありました。本来は、37ページ

にある 14、15、17 を入れ込んでいくものでございますので、訂正して皆様にお示ししたいと思っております。ありがとうございます。

増田会長

ありがとうございます。特に SDGs は骨子案 6 ページで解説いただきますが、やはり 17 の目標がいずれも相互に関係していて、統合的に解決するという視点が大事なので、どのような基準でどのアイコンを選ぶか議論をしながら意識してまとめていければと思います。ありがとうございました。

砂川委員

私から 1 つ、新たな評価方法で、資料 1 の 2 ページ目のところですが、評価方法で S から D までという形になっているかと思っております。S というのはおそらく supreme だと思っておりますが、逆をいうと D のところで、S という評価を使用するのであれば、下は failure の F など、A、B、C の上に S をつけるのであれば、D ではなく F というようにしたほうが良いのではないかと思っておりました。細かなところですが、気づいたところではございました。

増田会長

ありがとうございます。この辺りもぜひ他の文書で使われているような評価体系などと整合性が取れるように、もう一度いただいたご意見を踏まえて、より良い方法があればということで、ありがとうございます。F はかなり落第点という形です。その他いかがでしょうか。

小口副会長

私のほうから、まず 1 点目で中表紙のところの望ましい環境像で、どのような写真が入ってくるのか現段階ではイメージができていないのですが、中表紙のところは環境基本計画の 32 ページの下にあるような絵を想定されているのかと思ひまして、絵だけを見ますと何を描いているのだろうかということになると思ひます。かといって上の説明文章を全て入れ込むのは見にくいと思うので、何か想定されているとは思ひますが、端的なコメントと共に絵を配置するなど工夫されると良いのではと思ひました。

また、2 点目ですが、先ほど基本目標 1 から 5 のところでご意見ありましたが、基本目標 5 のところで、いろんな団体が既に何か取組をされていると思うので、そういうところを評価するのは難しいかもしれないですが、例えば写真を公募するとか、こちらは毎年度、出ると思ひますので、取組を頑張れば掲載されますなど、そのような発想があっても良いのではと思ひました。以上です。

増田会長

ありがとうございました。事務局のほうでいかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。望ましい環境像につきましては、副会長ご指摘のとおり 32 ページのイラスト等が基盤になりますが、これだけですと少しわかりにくいという話もいただいているところもありますので、特に取り組んでいる部分については、拡大するような吹き出し作成することや、説明書きのような吹き出しを作成するなど、そのような工夫も考えているところではございます。

また、団体取組の写真公募等というところもお話伺いましたので、公募が実現するかはわかりませんが、関係団体様から良い写真があれば、ご提供いただいて、掲載をするなどを含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

増田会長

ありがとうございます。後ほど骨子案のほうにも同じような図が出てまいりますので、言葉の補足や説明を入れていただくと、分かりやすくなると思いますので、2 点目の市民参加型も非常に有意義かと思えます。ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、よろしければ議事（1）については、質疑を終了させていただきまして、またご意見等あるかとは思いますが、用紙がございませんので、そちらも使っていただきながら、事務局に後日提出していただければと思います。また次回までにいただいたご意見を事務局で整理いただければと思います。

## （2） 第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等に係る改定案の中間報告について

増田会長

それでは続きまして議事の（2）を議題といたしまして庁内課よりご説明をお願いいたします。

庁内課

脱炭素社会推進課の林と申します。よろしくお願いたします。私のほうから、本日の議題（2）第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等に係る改定案の中間報告について、資料 2、3、4 について順次説明をさせていただきます。資料はタブレットでもご用意しておりますので、ご覧いただければと思います。失礼ながら、着座にて説明をさせていただきます。また、今回は新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めて前回の内容と併せてご説明申し上げます。今回は前回に比べ、かなりボリュームがありますので、少々お時

間を頂戴できればと考えております。よろしくお願いいたします。

2 ページ目をご覧ください。まず現状の計画についてご説明いたします。赤枠にあります、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、環境基本条例を根拠としている、先ほど金子のほうから説明させていただきました、環境基本計画に包含される形で定めており、国の法律、温対法により策定が義務付けられているものでございます。今回、令和3年3月に策定しました本計画について、国の法改正等に伴い新たに改定するものでございます。また、本改定に併せて、市役所内の取組である事務事業編についても改定する予定でございます。この2点についてご説明させていただきます。

3 ページ目をご覧ください。本改定において、審議会でのご審議については、本日を含め、全3回の開催を予定しています。第1回では、諮問、改定の方向性についてのご説明させていただきました。本日、第2回では、中間報告といたしまして、改定の骨子案をお示しできればと考えております。前回、具体的な内容をというお話をいただいております。今回、骨子案ということでございますが、素案に近い形でお示しさせていただこうと思います。第3回では、改定の素案について答申をいただければと考えております。今後、環境基本計画、温暖化対策実行計画については、令和3年3月の策定時にお示ししたとおり、令和7年度に中間見直しを行うこととしてございますが、今回の改定は、国の法改正のポイントに絞りスピード感を持った対応とさせていただきたく、短期間でのご審議となり、大変恐縮ではございますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして4 ページ目をご覧ください。こちらが市長から本審議会会長様への諮問書になります。諮問事項については「さいたま市環境基本計画に係る事項」といたしまして、諮問理由については記載させていただいておりますとおりでございます。答申を希望する時期については、3 ページ目で申し上げますところの審議会3回目ということでお願いをできればと考えております。

5 ページ目をご覧ください。今回、計画改定のポイントは大きく3つございます。1点目は、国の法改正において、2030年度に温室効果ガス削減目標が上昇修正、具体的に申しますと2013年度比26%から46%とされたことに伴いまして、本市の計画である2013年度比35%以上と相違があるので、修正を行うものでございます。

2点目は、国の法改正において新たに、地域の再生可能エネルギー活用を重点的に推進する区域を促進区域と定めまして、関係法令の規制の特例制度が創設されたことから、本市の計画にも促進区域導入の考え方を整理するものでございます。

3点目は、皆様にもご審議いただきました2022年3月策定のゼロカーボンシティ推進戦略の内容を今回の実行計画に反映したいと考えてございます。推進戦略については、主に再生可能エネルギーに特化した内容としておりますが、進行管理も兼ねて今後、本計画に1本化していきたいと考えております。以上3点を中心に、今回の改定において検討を進めてまいります。

6 ページ目をご覧ください。こちら前回の復習となります、改定のポイントについてご

説明いたします。まず、国の法改正におきまして、国の温室効果ガス削減目標が2013年度比で26%減から46%減を目指すとして上方修正され、さらに50%減の高みに向け挑戦を続けることを表明されたところでございます。こちらにつきましては、2021年10月に閣議決定されております。なお、資料左下には国の今までの検討経緯を参考に示させていただいております。

7ページ目をご覧ください。今回のいわゆる温対法の改正内容については、前ページにありました国のロードマップの内容を踏まえたものとして、新たな実行計画として区域施策編・事務事業編に反映させなければならず、ロードマップに示された国の目標値を下回っているもの等について、今回改定を予定しているものでございます。

8ページ目をご覧ください。前回の審議会において、現状の温室効果ガス削減率のご質問いただいた際に、事務局から5%とお答えをさせていただきました。その後、他の政令指定都市や他の市町村を調べてみたところ、ホームページで公開している温室効果ガス削減率は、図のとおり政令指定都市中、最下位となっております。一方で、本市と同様の環境にある市と比べても著しく数値が低いことから、算定式についても再度検討することといたしました。右下に東京電力基礎排出係数を記載させていただいております。東京電力のR2年度は、0.000447となっております。他の電力と比べても少し高くなっております。こちらについては、福島原発の影響で原子力に依存していないため、基礎排出係数が高く計算式で不利となっておりますが、同様の市町村である千葉市や川崎市などと比べても低い結果となっております。その他、この排出係数を使用し、かつ、埼玉県内の市町村で埼玉県業種別従業員数を使用する川口市や春日部市と比べても、本市の数字が良いものとはなっていないというところであります。これらの要因につきましては、元々国のマニュアルが複数の算出方式を示していることもあり、各市が各々の実情に沿った算出方式を採用していることも一因であると考えております。これらを踏まえ、本市としても今回新たに他の県内市町村が多く使用している、埼玉県が現状公表しているデータに改めることにしたいと考えております。埼玉県が算出しているデータを用いますと、最新の令和2年度推計で17.7%削減となっております。また、市民の皆様への説明を考えた上でも、対外的にも既に県が公表しているデータを引用するほうが透明性を確保できるものと考えております。

続きまして、9ページ目をご覧ください。新算出方式を用いても、現状のゼロカーボン推進戦略に掲げた再エネ導入等が全てなされ、既存計画記載のとおり市民に省エネ努力をしていただいたとして、2030年度までに約51%の減少ということでございます。今後は更なる高みを目指しつつも、目標値達成を確実にするために、本市にとって最も効果がある施策についても同時に検討してまいりたいと考えております。本市としては当面51%を目標に目指してまいりたいという考えでございます。

続いて10ページ目をご覧ください。促進区域の設定について、ご説明させていただきます。本制度を簡単に申し上げると、市町村が認定した促進区域内において、太陽光設置など地域に貢献する再エネ事業を行う場合に、環境影響評価等の手続き事務等の省略を受ける

ことができるといった制度でございます。左下にありますとおり、まず市町村において促進区域等の策定を行います。その際、さいたま市としては本審議会、また後日行う予定である地域協議会等で促進区域に関するご意見をいただく予定でございます。また、事業者のアンケートも現在並行で行っております。さらに、市民の皆様にも市長が直接出向いて行うタウンミーティングを開催しております。10区すべてを回る予定でございます。高校生から御高齢の方を含めて意見交換を行っているところでございます。今年度は、この促進区域策定の考え方の整理を行いたいと考えております。令和6年度以降に事業者に対し、制度の周知等を行ってまいります。事業計画の認定については今後認定方法等の運用方法も含めて検討していきたいと考えております。

続いて促進区域の事例になります。11ページ目をご覧ください。現在、全国で12市町村が設定を行っており、政令指定都市では福岡市が設定をしております。小田原市など市街化区域内を全てとする事例もあれば、範囲を絞っている市町村もあり、設定の仕方はいわゆるまちまちでございます。本市同様、現在、検討している自治体は多く、今後増えていくものと考えられます。

続いて12ページ目をご覧ください。後程詳しく説明いたしますが、国から促進区域を設定するにあたり、除外することが望ましいエリアやまちづくりとの整合性、そのような観点からポテンシャルエリアについては、幅広い検討が求められているところでございます。今後、本市においては、総合振興計画等に記載されております、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区のいわゆる2つの都心、武蔵浦和地区、岩槻駅周辺地区、美園地区、日進・宮原地区の4つの副都心を中心に検討するなど、各種計画と整合を図りながら関係機関と協議を行い、検討の深堀をしていきたいと考えています。

続いて、13ページ目をお願いします。改定③といたしまして、ゼロカーボンシティ推進戦略の内容を本実行計画に含めるなど、実行計画の一元化を図っていきたいと考えてございます。ゼロカーボンシティ推進戦略では、右上に記載しておりますように「再生可能エネルギー等の地産地消」など、再エネを中心に基本施策としてまとめておりました。これらの内容を反映していきたいと考えております。また、国の補助事業である重点対策加速化事業については、今年度採択をいただいております。脱炭素先行地域の先導的取組の深化及び市内全域へ横展開ということで、公共施設の脱炭素化や市民・企業への再エネ設備導入支援を行っていきたいと考えております。

続いて、14ページ目をご覧ください。14ページ目については、本市の取組を時系列に整理したものでございます。ゼロカーボンシティ宣言、気候非常事態宣言、脱炭素先行地域の選定を経て、今回の実行計画の改定を行いたいと考えております。2030年には51%、約50%削減を行い、2050年には温室効果ガス排出実質ゼロを目指してまいりたいと考えております。

15ページ目をご覧ください。詳細なスケジュールについて、ご説明申し上げます。まず、新計画は令和5年度3月、2024年3月の策定を目標に検討を行いたいと考えてございま

す。庁内検討体制も今までの体制から抜本的に変更いたしまして、検討課についても倍近く  
の構成員とさせていただいております。本審議会の答申をいただいた後、議会に報告をし、  
パブリックコメントを行っていく予定となっております。その策定過程におきましては、  
先ほど申し上げました市民、事業者への周知として、市長が行うタウンミーティングや、事  
業者アンケートを行うなど、市民意見等の聴取に力を入れて行いたいと考えております。以  
上が今後行うスケジュールとなります。資料2についての説明は以上となります。

続きまして資料3についてご説明させていただきます。資料3については大分ポリュ  
ームがございますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。また、今後市民の皆様  
へのパブリックコメント時や策定時については概要版を策定し、わかりやすいイラストを  
設けるなど工夫する予定でございます。

資料3の目次をお開きください。赤字が今回重要な改正の内容になりますので、これら  
を中心にお話させていただければと思います。

はじめに1ページ以降について赤字で溶け込みされているところは、今回修正したとこ  
ろでございます。第1章、第2章については、先ほどお話した内容も多く含まれているた  
め、割愛させていただきますが、背景や動向など深刻な地球温暖化危機などについて、詳細  
に記載させていただきます。

13ページ目については、さいたま市の主な取組として、脱炭素先行地域、重点対策加速  
化事業、スマートシティ、クールチョイス、スマートホームなどについて記載してございま  
す。

16ページ目以降については、現在の日本の現状等について記載してございます。例えば  
ですが、18ページ目について、先ほど会長のほうから地球温暖化危機についてお話をいた  
だいたところではございますが、気象庁において2℃上昇する場合と4℃上昇する場合の予  
測がでございます。仮に平均気温が4度上昇する場合は、猛暑日、いわゆる気温が35℃以上、  
が今と比べて19.1日増加し、熱帯夜、30℃以上が40.6日増加、降水量についても約27%  
増えることとなりますので、本市だけではなく、世界全体で取り組んでいかなければなら  
ない問題だにご理解いただけたらと思います。

また、19ページ目については、さいたま市の温室ガス排出量の現状でございます。先ほ  
どご説明申し上げましたが、現状、市独自で算出しておりますが、今回の改定で他県内市町  
村が使っている埼玉県が公表しているデータを使用したいと考えております。

そのうえで20ページ目になりますが、図をご覧くださいますと順調に削減できている一  
方で、業務部門が全体の29%、家庭部門が27%、運輸部門が19%となっております。

21ページ目のエネルギー起源については、温室効果ガスの約9割を占めており、基準年  
と比較して22%削減しているところでございます。その一方で電力に伴う排出量は6割を  
占めており、今後重点的に対策をとる分野だと考えております。

それらを踏まえまして25ページ目に計画策定における課題を整理してございます。1つ  
目は省エネルギー化に関する課題ということで、公共施設も含めて省エネルギー化に関し

では更なる取組が求められるところがございます。2つ目の持続可能なエネルギー利用に関する課題として、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた検討が必要と考えてございます。3つ目の環境エネルギー分野の先進都市としてのまちづくりに関する課題として、それぞれの目標がございます。そちらの達成に向けて先進的な取組が求められるところございまして、さいたま市は様々な取組を行っておりますが、その歩みを止めてはいけないということで、施策をさらに推進していきたいと考えてございます。4つ目は気候変動への適応に関する課題として、今まで章立てしていませんでしたが、新たに章立てをして適応に関する考え方についてもまとめてございます。以上、4本が課題だと考えております。

これらを踏まえまして、第5章として本計画の目標を掲げております。32ページ目をご覧ください。32ページ目については、現状これ以上何も施策を行わない場合に令和12年度は17%削減に留まるものと試算しており、最終的には35ページ目をお開きいただければと思いますが、今後、再生可能エネルギーの導入の最大化や省エネ努力した上で、2030年度に51%以上を目指し、2050年度までに温室効果ガス排出量ゼロを目指してまいりたいと考えてございます。かなり高みの目標でございますが、本市といたしましては、ぜひ目指していきたいと考えてございます。

達成に向けた具体的な取組についてですが、37ページ目に記載がございますとおり、再生可能エネルギーの導入が最大のポイントと考えています。太陽光発電の他に、廃棄物発電や廃棄物熱利用など様々な手法を用いて、再エネ導入の最大化を図ってまいります。前回ご指摘いただきました市外の調達についても、政令指定都市で国に要望をしているところで、そのような取組も行っているところがございます。

第6章以降は緩和策についてでございます。こちらについては、市民の皆様、事業者、行政と連携することが大切だと考えており、例えば市民の皆様については地球温暖化を踏まえた行動変容のための講座や、イベントなどを引き続き行ってまいりたいと思っております。また、事業者との連携については、脱炭素先行地域や様々な取組を行ってございますが、最近では43ページ目にあるようなカーボンオフセットの自動販売機を民間事業者に設置していただき、その売り上げの一部をSDGsに資する基金に充当するなどの取組を行っております。このように大きな施策だけではなく、足元からできるような取組についても多種多様なステークホルダーと連携して行ってまいりたいと考えております。第6章、第7章については、行政の取組等について記載させていただいてございますので、後ほどご確認していただければと思います。

77ページ目をご覧ください。先ほど申し上げました、促進区域についてご説明させていただきます。

78ページ目にありますとおり、事業者は事業計画を策定した上で、市町村から認定を受けた場合に特例措置を受けることができます。具体的な特例措置の内容としては、温泉法、森林法、農地法、自然公園法などの許可等の手続きのワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階において計画段階環境配慮事項について検討する手続きが

適用されないといったことがございます。これらを導入する場合には本実行計画に定めることなど記載のとおり3つの要件があるところでございます。

また、79 ページ目について、こちらも前回の審議会でマッピングというようなお話がありました。促進区域にふさわしくない地区として列挙しており、促進区域設定の基準を踏まえまして、80 ページ目にありますとおり、本市にあてはめると、四角や三角といった促進区域に含めない地区が幅広く点在してございます。これらを除外した上で、市の各種計画、まちづくりビジョンなどがございますので、市域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルやエネルギー需要の観点から促進区域の候補として、80 ページ目のとおり、例えば大宮駅周辺のグランドセントラルステーション化構想や今後新庁舎の建設、緊急整備地区が含まれる大宮駅周辺、さいたま新都心周辺地区を中心に都心、副都心で検討をしたいと考えてございます。骨子案では候補として記載しておりますが、今後絞り込みを行い、検討を重ねていきたいと考えてございまして、その際は促進区域とそれ以外の地区についても、自然環境、生物多様性に十分配慮してまいりたいと思っております。

81 ページ目をご覧ください。第9章では新たに章立てといたしまして、適応の話を入れさせていただいてございます。適応というものは、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る考え方でございます。

84 ページ目では、国と埼玉県の適応の評価がされており、本市に特に影響があるものを表13のとおり右列にまとめてございます。市への影響度ということで、赤い①が一番重要度の高いものと考えており、特に熱中症関連が一番大きな懸念であると考えてございます。

92 ページ目以降は検討体制や進行管理についてです。体制については市長トップの脱炭素推進本部の下、新たに脱炭素推進委員会を設置し、関係課を区域施策編・事務事業編にそれぞれ約25課設置し、検討を進めてございます。また、93 ページ目にありますとおり、先ほど申し上げましたが国への要望活動にも力を入れてございます。具体的には、政令指定都市市長会や九都県市、市の単独要望等において、例えば電力の自由化に伴い地域電力の把握が困難となったため、そのデータをオープン化することや、地域間連携のWTO課題の解決、補助金の拡充などを要望しているところでございます。

駆け足となりましたが資料2、3についての説明は以上でございます。続きまして資料4につきましては担当の武藤からご説明させていただきます。

脱炭素社会推進課の武藤と申します。資料4、事務事業編の改定につきましては、私のほうからご説明させていただきます。失礼ながら着座にて説明をさせていただきます。

事務事業編につきましては、簡単に申し上げますとさいたま市を1つの事業所とみた場合に、公共施設で使用する電気やガスなどが対象となる計画でございまして、市役所による率直的な取組が求められるものでございます。

実際の内容に移らせていただきます。まず、2 ページ目左側のグラフをご覧ください。基準年度、平成25年度では約30万tCO<sub>2</sub>で、正確には286,742tCO<sub>2</sub>でございますが、これを41%削減するという目標を掲げてございます。右側上部をご覧ください、直近の令和3年

度の実績で削減率 7.8%という状況となっております。その下の事務事業編の特徴という欄をご覧ください。電力使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量と廃棄物起源の CO<sub>2</sub>排出量が大多数の割合を占めておりまして、合計が 90%を超えているところでございます。また、廃棄物起源 CO<sub>2</sub>につきましては、市の事務事業としての削減には限界があるということが挙げられます。その下に国の改定内容を参考に記載してございますが、国は 40%の削減目標を 50%に引き上げており、10%の上方修正を行っているところでございます。

次のページをご覧ください。今回の改定について具体的な方策をご説明させていただきます。1 つ目は、目標達成に向けた新たな取組ということで、2030 年度電力使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの達成を目指すというものでございまして、再エネ導入の促進と省エネ化の促進の 2 つを柱とするものでございます。2 つ目は、市の努力が適切に反映できるスキームの構築ということで、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量の削減目標を新たに設定するものでございます。

次のページをご覧ください。ここからは、今お伝えした 2 つのポイントについて具体的にご説明をさせていただきます。

まず、ポイントの 1 つ目、電力使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの内容についてでございます。2030 年度までに 86,695t、電力使用量に換算いたしますと約 163.3GWh 相当の CO<sub>2</sub>を削減するということとなります。本市では、電力使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量が 30%を占めていることから、電力使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減が大きなポイントとなるとございまして。関連する本市の取組といたしまして、脱炭素先行地域づくり事業というものがございまして。本市は、令和 4 年 4 月に全国で初めて他の 25 自治体と共に国から先行地域として選定されたところでございまして、範囲として公共施設も対象となっているところでございまして。

次のページをご覧ください。この目標を達成するための具体的な取組は大きく 2 つございまして、1 つ目は再エネ設備の導入でございまして。国の交付金等を活用しながら、初期費用のかからない新しい手法として注目されております PPA 方式や、リース方式による設置を推進したいと考えております。PPA 方式は電力販売契約と言われておりまして、太陽光発電設備から発電した電気を施設側が購入するというものでございます。一般的なリース方式と似た内容でございまして、リース方式が毎月一定額のリース料、賃借料を支払うのに対し、PPA 方式は、施設が使用した分だけ毎月電気代として支払うこととなります。このような PPA やリース方式を活用しながら再エネ設備の導入を推進してまいりたいと考えてございます。

2 つ目は再エネ電力の調達になります。再生可能エネルギーで発電した電力の供給を受ける、いわゆる再エネ電力メニューの調達を行うものでございます。再エネ電力の調達については、地域間連携など再エネポテンシャルの高い地域から電力を調達するという方法もありますので、そういった方法についても検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。再エネ電力の調達のうち、再エネ電力メニューへの切り替え

の具体的な手法といたしまして、再エネ電力調達方針を新たに策定させていただきます。施設の再エネ化手法につきましては、まず太陽光発電設備等の再エネ設備の設置が考えられますが、設置が難しい施設である場合、また、設置済であっても太陽光だけでは電気が賅えない部分があるかと思しますので、真ん中に記載しております再エネ電力メニューの購入は再エネ化の重要な手段となります。右側に再エネ電力証書の購入という手法もございますが、これは国等が認めた環境価値という目に見えないものを購入し、排出量と相殺するものです。お金で解決しているような形となりますので、市としては最大限努力を行ってもまだ足りていないという場合に使用する手段であると考えてございます。

今回策定します再エネ電力調達方針では、真ん中に記載しております再エネ電力メニューの購入を中心とし、小売電気事業者が入札に参加するための裾切要件を設ける環境配慮契約の導入と、リバースオークションの活用を推進してまいります。環境配慮契約については記載がありますように、既に半数以上の政令市が導入済みでございます。本市も環境配慮契約に取り組んでいるものの、具体的な方針や指針がない状況ですので、今回策定する再エネ電力調達方針の中に具体的な内容として盛り込む予定でございます。

また、リバースオークションについてご説明させていただきますと、小売電気事業者が金額を下げていくオークションに参加するというもので、参加事業者の中で最安値を提示した業者と契約を締結することから、環境に配慮しつつ財政的にも安価に契約ができるという内容になってございます。

次のページをご覧ください。再エネ電力調達方針で掲げる目標でございますが、国における事務事業編に相当する政府実行計画の内容を踏まえまして、2030年度までに60%以上を再エネ電力メニューに切り替えていくことを予定してございます。見ていただきますと、2030年度までに98GWhの電気を再エネ電力に切り替えていくこととなりますが、左下に記載されているとおり、これは本庁舎約30個分の電力に相当しております。

次のページをご覧ください。今お伝えいたしました98GWhは2030年度の目標ですが、こちらの目標から逆算いたしますと、2024年度、来年度には6.3GWh相当で、本庁舎約2個分の再エネ電力への切り替えが必要となります。下には参考といたしまして、全て再エネ電力証書の購入で対応した場合の試算を記載してございます。FIT非化石証書とありますのは、環境価値の種類とさせていただければと思いますが、現在購入できる環境価値として一番安価に調達できるものでございます。こちらを使用した場合、2030年度では3,920万円が必要となるという試算になってございます。

次のページをご覧ください。ここまで再エネの調達について説明してまいりましたが、ここからは主に施設の省エネ化に関する取組をご説明させていただきます。本市では現行の事務事業編におきまして、環境配慮型公共施設整備方針というものを策定しており、左側の整備方針スキームに沿って省エネ化を促進してございます。しかしながら、施設を所管する課が実施可否の検討や対策の効果、費用対効果の検討を行うための具体的な方法が記載されておらず、上手く活用されていないという状況でございます。そこで、このスキームを見

直すことで更なる省エネ化を促進してまいりたいと考えております。右側のスキームをご覧ください。左側で方針の活用範囲となっている濃い緑色の部分が、丸ごと省エネ診断等に置き換わったような形となっております。省エネ診断により、設備導入による費用対効果が明らかになりますので、その内容を基に費用対効果の高い設備等について積極的に導入を進めることが可能となります。

次のページをご覧ください。先ほどのスキームの見直しと併せまして、施設のライフサイクルを意識した費用対効果の高い設備更新を行ってまいります。表の左側からご覧いただければと思いますが、まず新築や建替の場合については、環境局への事前協議を実施することといたします。太陽光発電設備の設置や ZEB、ネットゼロエネルギービルの略称でございまして、簡単に言いますと省エネや再エネの効果により実質的なエネルギー使用量をゼロにした建物を目指すというものでございますが、そういった内容の検討状況について事前に協議の場を設けることで、環境に配慮した公共施設の設置を促進してまいりたいと考えております。

その右側でございます中規模修繕、大規模改修、長寿命化修繕など、約 20 年おきに訪れる改修のタイミングでは、省エネ診断を活用しながら具体的な導入設備を決定し、費用対効果の高い設備更新を促進してまいりたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。ここまで再エネ導入と省エネ化の促進ということで 1 つ目のポイントについてお話をしてきました。次は 2 つ目のポイント、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量の削減目標設定についてお伝えいたします。

廃棄物起源 CO<sub>2</sub>は一般廃棄物の焼却量、つまり市民のごみ排出量に依存しており、また、その排出量は事務事業編の 50%以上を占めておりまして、市の努力によって削減した効果が見えにくい状況となっております。真ん中に記載されている廃棄物起源 CO<sub>2</sub>の算入状況という表をご覧ください。例えば赤文字の大阪市、神戸市、福岡市など、事務事業編の目標としてエネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量について目標を設定している自治体もでございます。特に福岡市の例では、2 つ目の注釈で記載しておりますが、廃棄物起源 CO<sub>2</sub>について区域施策編で管理している自治体もでございますので、廃棄物起源 CO<sub>2</sub>が事務事業編ではなく区域施策としての側面を持っていることがわかるかと思っております。

本市としましては、環境省の計画策定マニュアル上、廃棄物起源 CO<sub>2</sub>を含めた目標が原則となっておりますので、引き続き廃棄物起源 CO<sub>2</sub>を含めた目標を掲げつつ、市の努力がより適切に反映できるようエネルギー起源 CO<sub>2</sub>の削減目標を新たに設定するという形で進めていきたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。最後のページになりますが、目標改定後の削減計画と削減目標についてお伝えさせていただければと思います。左側が廃棄物起源 CO<sub>2</sub>を含めた事務事業全体の削減目標となります。電力使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量をゼロとした場合、単純計算で 44%の削減となります。そこに、都市ガス使用や燃料消費、公用車使用に伴う排出量の見直し、昨年度末に一般廃棄物処理基本計画というものが改定されましたので、そのようなもの

を反映することにより、更に7%以上の削減を目指すという形とさせていただきまして、下にございますとおり、2030年度温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比51%以上とさせていただき予定でございます。また、右側のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減目標につきましても、同様の対応を取り、2030年度温室効果ガス排出量削減目標2013年度比70%以上とさせていただき予定でございます。

議事2についての説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

#### 増田会長

はい、資料のご説明ありがとうございました。それでは残りの時間、議事の2番目について質問、ご意見のある方は是非お願いしたいと思いますが、先立ちまして本日ご欠席の前田委員から事前に書面でご意見をいただいておりますので、いただいたご意見の要旨をお伝えいたします。お手元の資料にございますが、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）骨子案に対する意見提出ということで、前田委員からご意見をいただいているものがございます。こちらにいただいた内容ですが、先程ご説明いただきました促進区域を設定するに当たりまして、タブレットのほうにも出していただいておりますが、さいたま市としてどのような根拠で、どのエリアを環境保全の観点から除外するのか。地域の環境の保全のための取組を位置づけることが欠けているので、加える必要があるというご意見でございます。詳細はお手元の資料、前田委員からの資料をお配りしておりますので、ご確認していただければと思います。こちらのご意見にも目を通していただきまして、これを含め、説明いただきました議事の2番目についてご意見、ご質問ある方はどうぞよろしくお願いいたします。では、新地委員よろしくようお願いいたします。

#### 新地委員

新地です、ご説明ありがとうございました。2点ありますが、まず資料の2の8ページにある、令和2年度の5%削減という実績がありまして、今回埼玉県の公表データで改めて再計算をした結果17.7%の削減となっています。これは、今まで使用していた計算式やデータでは、削減率があまり確保できないがために埼玉県の公表データで改めて計算したということにならないのかという点。それから、埼玉県内の川口市、入間市、春日部市と載っていますが、この市については、どのようなデータを使われているのかというヒアリングは行っているのかというものが1点。

もう1点は、お話もあった促進区域についてですが、資料2の12ページの下のほうに今回については、大宮駅・さいたま新都心、浦和駅、武蔵浦和地区、岩槻駅ということで、その他もありますが、四つの副都心ということで、都心部について設定していく考えがあるかと思えます。ですが、例えば休耕地や使われてないような場所などを省いた理由をお聞かせいただきたいなと思えます。以上です。

増田会長

はい、庁内課よりよろしく願いいたします。

庁内課

新地委員のご質問についてお答え申し上げます。貴重なご意見ありがとうございます。まず、埼玉県のデータ等を使うことに対しての是非のご質問だと思います。参考資料をご用意させていただいてございます、こちらは国の方針の環境省のマニュアルでございまして、このようにカテゴリーA、B、C、D というような形で、部門ごとに複数の統計量の案分により推計方法が示されておりまして、各市の事情に合わせてこれを選択できるというようなことになってございます。各々の自治体はおそらく毎年算定の見直しを行っていることに対し、本市は算定方式自体を大きく変更していないことが主な理由だと考えてございます。

細かい話で恐縮ですが、特に業務部門、運輸部門で大きな差が出てございまして、上が旧計算式、下が新計算式でございまして。新計算式は、業務部門について県が最新の都道府県別エネルギー消費統計を用いて算出しているに対し、さいたま市は古い都道府県別のエネルギー消費統計に補正をして算定をしていたというところがございます。その結果、小売業等で大きな差が出ているというところがございます。またもう 1 つ運輸部門も大きな差が出てございまして、埼玉県は国全体のエネルギー使用量が示されている総合エネルギー統計から案分しているのに対し、さいたま市は環境省が算定ツールとして出しております、道路交通センサス自動車調査データというものを使用してございます。道路交通センサス自動車調査は、約 5 年に 1 回行うもので、旧計算式の運輸のところを見ていただくと、27 年度に改定を行っておりまして、そこから先の数字が人口等で補正をかけているため、ここが大きく膨らんでしまっていることが大きな要因だと考えております。それに引き換えまして、新計算式のほうの運輸部門でございまして、こちら国の努力と各自治体の努力、民間の皆様方の努力等がございまして、順調に国のエネルギー統計はデータの連続性として全国的な脱炭素施策の結果、電気自動車の導入等で削減率が非常に高くなってございます。こちらの 2 部門について、大きく開きが出たものだというところでございます。

また、先ほどの春日部市等についてですが、春日部市と川口市については埼玉県が公表しているデータを使ってございまして、入間市は、使っていないとお伺いをしてございます。

続きまして促進区域の件でございまして。促進区域については現在、検討中とございまして、これから都心、副都心の絞り込みも含めて行いたいと考えてございます。その中で、特に住宅がたくさん張り付いている地区につきましては、ワンストップ化のメリットがそこまで受けないというところもございまして、まずは都心の大規模開発が予定されている地区を中心に、さいたま市として考えていきたいと思っております。特に新都心付近につきましては、さいたま新都心ビジョンというものが改定中でございまして、脱炭素を先行するような地域で、都市局という所管している部署が考えているということとございまして、そちらと調整をしていきたいと考えてございます。庁内課としては以上でございます。

増田会長

よろしいでしょうか、ありがとうございます。本当に計算そのものの考え方の整理や、根拠の確認を行うということですが、今後はまさにDXのようなことが推進されますと、こういったエビデンスベースの議論がよりしやすくなると思っております。そのようなことも含めて、脱炭素社会に向けて取組をしていくことが大事だと感じました。貴重なご意見ありがとうございます。

それでは他にいかがでしょうか。では、関根委員よろしく願いいたします。

関根委員

今のご指摘いただいた点と一緒に、同条件の市と比べても著しく低いとありまして、この同条件の市と比べてもというのが川口市、入間市、春日部市なのかと思いましたが、この3つの市は、埼玉県公表データに基づいて算出しているのかというのが1点。

もう1点が9ページで、単なるミスかと思いますが、旧計算式の削減率のプラスマイナスが逆ではないかと思えます。新計算方式では削減のところではしっかりとマイナスがついているのですが、旧計算式ですと5%削減の部分にプラス5%となっているので、逆なのではと思えます。

まず、最初のことについて先ほど口頭でご説明いただきましたが、あまりにも数字が違い、微調整の範疇を超えてしまっていると思うので、なぜ大きな乖離があるのかという部分を、このような計算式でこういう数値になっているという形できちんとご説明いただければと思います。

増田会長

はい、ありがとうございます。

庁内課

課長の中園と申します。最初のご質問のほうの県のデータを活用している市ということで、先ほど少し触れましたが、県内でいうと川口市や春日部市は県が公表しているデータを活用して推計を行っています。入間市については独自の算定方式を使用して削減量を推計しております。

図のマイナス表記についてはおっしゃるとおりなので、5%削減というところにマイナスが付く形です。

計算方式の見直しについては、なかなか口頭ではわかりづらいところがありますので、改めてどういう計算式で比較して、削減率の差が開くのかというところは、少し時間をおかせていただきまして、改めてご提示させていただきたいので、ご理解いただければと思います。

また、同条件の市ということの定義でございますが、あくまでもこの計算式のほうで、さ

さいたま市が使っている計算式としまして、埼玉県に従業員数×東京電力の基礎排出係数を使っている自治体ということと同種同業の同条件の市というような言い方をさせていただいているところでございます。ですので、さいたま市と同じ川口市と春日部市は、さいたま市の計算式で申し上げますと、埼玉県の業種別従業員数×東京電力の基礎排出係数使っているにもかかわらず、この数字になるのはさいたま市と相違があるというような形で記載をさせていただいているといったところでございます。以上でございます。

#### 関根委員

排出量は電力由来だけではなく、当然トラックなど運輸部門からも4分の1程度あると思いますので、今の説明だけでは説明しきれないと思います。ただ、口頭で説明いただくのは難しいかもしれないので、後ほど整理していただければと思います。

#### 増田会長

ありがとうございます。今の部分については、まさに改定のポイント①番ということで、また次回に向けて少し説明いただくということでお願いいたします。では、堀口委員お願いいたします。

#### 堀口委員

ありがとうございます。埼玉県データを使用してというお話がありましたので、埼玉県としての立場もお話ししておこうかと思ひまして、お話させていただきます。さいたま市様のほうで独自のデータで5%という厳しい数字が出たということに関して、これを甘く見るために埼玉県データを使用したというお話になってしまったら本末転倒でございまして、県としましてはせっかく出した埼玉県としての計算式がございまして、これで埼玉県内の市町村の中での比較をしていただければ、一番良いのかなと考えてございます。従って削減量が17.7%ということであれば、この数字を使用して埼玉県の市町村を引っ張っていただけたらと考えております。

さいたま市様の場合は業務部門と家庭部門で数値がなかなか厳しいとお話ございました。これはやはり頑張られている方の実感というのも重要だと思います。皆様、頑張っているのに、さいたま市は最下位の5%というのでは、市民の意欲というのは出ないと思いますので、ここは平均的に比べられる埼玉県のベースの比較を使用していただけると良いのかと考えました。

また、さいたま市の数字が大きく変わったということに関しては、例えば他の政令市はどのように出しているかなど、その辺も踏まえて後日ご説明いただけたら良いかなと思います。以上です。

増田会長

補足の説明いただきまして、大変よくわかりました。ありがとうございます。庁内課いかがでしょうか。

庁内課

貴重なご意見ありがとうございます。堀口委員のご質疑についてお答えいたします。色々な委員方もおっしゃっていただいておりますが、透明性の確保という点からは独自で算出できるとしても上方修正をし過ぎますと、やはりいいとこ取りしているだろうというような指摘をいただくものだと思っております。そこで埼玉県が公表しているデータを使用することで、透明性の担保が確保できるというように考えてございます。

また、政令市のデータでございますが、それぞれ国のマニュアルのほうで、A方式、B方式、C方式、D方式と色々な方式がございます、それぞれの政令市が各々の実情に沿ったものを使っているものと考えてございます。ただ、その中で、そもそも計算方式を公表していない市もございますし、公表している市についてもA、B、Dとやはりどの市もまちまちでございます。ですので、一概にその表として比較することがそもそも正しいかどうかも含めて、土俵としてならべて正しいかどうかも含めて国のほうに実は要望しております、算出式を揃えることによって、初めて比較ができるものだということで、政令指定都市市長会等でもこういった要望をさせていただいているところでございます。説明については以上でございます。

増田会長

では、砂川委員よろしく願いいたします。

砂川委員

今の件でお話したいのですが、この各シートの比較のところ神戸市が34.4%削減しているという極めて高い数値でして、神戸市はなぜここまでできたのかという該当の年を神戸市のホームページ見ましたところ、神戸市は産業部門の排出量が一番高いということが書いてありまして、大きな工場が移転したことが大きな理由でした。二酸化炭素を排出する工場がどこかに移転してしまったがゆえに、34.4%という高い率が出たということでした。

一方でさいたま市というのは、産業部門というよりは先ほどの一般家庭などということで、そもそもの部門が違うという大きな違いがあると思いますので、国として2013年度比の削減率を示してということはあるかもしれないですが、工場が移転するなどいろいろな状況が大きく変わってくると思いますので、国の方針に従うことはもちろん大事ですが、市として前年比どれだけ減少したのかなど、踏まえて算定することも大事ではないかと思われました。以上です。

増田会長

ありがとうございます。では、庁内課のほうからお願いいたします。

庁内課

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、それぞれ地域性のようなものがありまして、削減するにあたり、さいたま市らしさを用いて努力し、国が上方修正したからやるのではなく、それを踏まえた上で、さいたま市らしさを押し出して、高みを目指していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

増田会長

では、市川委員お願いいたします。

市川委員

少々質問がありまして、今後さいたま市は市役所の移転や、中央卸売市場ができると思うのですが、大きなものができるときの建設に伴う CO<sub>2</sub>の排出量などはどのように落とし込んでいくのが疑問です。

次に異なる分野ですが、骨子案の 37 ページに再エネ等に関する記載がありまして、具体的に水力発電とか地中熱利用というものは、どこから見込んできているのか疑問でした。また、水素は考えていないのでしょうか。というのも、今後すごいイノベーションが起きて、すごいものが出るかもしれない、そのような場合に即座に計画に入れるのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。市の公共施設整備は色々な動きがございますが、そのあたりと、再エネについてのご質問の回答をお願いいたします。

庁内課

まず、1つ目の大きな建物、市役所ですとか事業として大きな施設を造るとか、そのような施設の建設に関する CO<sub>2</sub>排出量は、大変申し訳ありませんが、そこまでは入れ込むということはしてございません。

水素につきましては、現在、国のほうで水素戦略ができ、そちらについて他の部門と調整をさせていただいて、さいたま市としてどういったものができるのか考えてございます。さいたま市としては昔、総合特区に認定された際にハイパーエネルギーステーションというものを作りまして、東日本大震災で電気が止まってしまったといったときに水素を使って、まち作りを止めないようにしようというような取組を行ってございます。その続きとなる取組が現在進んでないというところもございますので、整理をさせていただいているとい

ったところでございます。

また、申し訳ございませんが2点目につきましては、もう少々お待ちください。

増田会長

市川委員、よろしいでしょうか。

市川委員

はい、ありがとうございます。

増田会長

その他、いかがでしょうか。

新地委員

すみません。度々恐縮ですが、資料2の12ページの促進区域の設定の(2)で、アセス法において、事業段階で制度に認定されれば配慮書等の手続きを省略できるとありますが、これは実際のさいたま市の条例においては、何か特典みたいなもので、例えば調査計画書の手続きを省けるとか、そういうことにはなっていくのでしょうか。

庁内課

はい、お答えさせていただきます。その条例についてのインセンティブについては、現在検討中でございます。ただ、当然これを使って良いことがあるというように思ってもらわなければ、促進区域にした意味がないと思いますので、設定することが良いことかどうかも含めて、規制省庁や庁内課と含めて調整をしていきたいと考えてございます。

また、すみません、会長、先ほどの保留の答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

増田会長

はい、よろしく願いいたします。

庁内課

地中熱の話でございますが、地中熱については地域を指定したわけではなく、今後2030年までの間に調整をしていくというような形で考えてございます。

また、新規建築物につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、ZEB化の方針が国のほうでも出てございます。完全なZEB化は新庁舎のほうでは難しいとは思いますが、できる限り、ZEBのレベルも4種類ございますので、ZEB化の推進に向けて調整していきたいと考えてございます。以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。非常に重要な議論ですので、あと5分ぐらいですが、ギリギリまで議論を進めたいと思います。

小口副会長

質問があります。先ほどの建物に関する計算は入れていないということですが、そこで出てくる廃棄物に関しても計算に入れていないということでしょうか。念のため確認をさせていただければと思います。

庁内課

個別の市庁舎等については、その時の算定というものは無いのですが、市全体としての建築時に出る廃棄物の数値というものは、推計上入れ込む形としております。

小口副会長

わかりました、ありがとうございます。

増田会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

関根委員

すみません。時間があと5分とのことで、後ほど書面でもコメントをお出ししますが、もう何点かよろしいでしょうか。資料3の16ページですが、2021年度の排出量が増加になった理由を考えているのですが、景気回復で排出量が増えたというものは、なかなか一般の方に理解していただけないと思います。私が思ったことは、21年というのはコロナの影響で不景気が続いていて、一方でテレワークの普及により、家庭での電力消費が増加したからではないかと思います。ですので、具体的にはコロナの影響からの経済回復ではなく、テレワークの普及によって排出量が増加になったとしたほうが適当ではないのかなと思います。しっかりと調べたわけではないですが、おそらく調べてもこのようなコロナの影響でこうなったのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

庁内課

ありがとうございます。表現につきましては、あくまで日本全体の温室効果ガスの現状の話で、色々引用させていただきながら作成しているところであります。ですが、そういった表現が可能かどうかということも含めて、今後検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

関根委員

すみません。もう 1 つ質問させてください。31 ページの BAU に関する記載があると思うのですが、(BAU)の記載の位置があまり適当ではないと思ひまして、現状対策レベルのことを business as usual といつて BAU と言ひます。「現状対策レベル：(BAU)」などに変えたほうが良いのではないかなと思ひます。また、下の①の部分も同じですが、将来推計 (BAU) とあるので、これは (BAU) を省き、右側にある (BAU) は「令和 12 (2030) 年度まで新たな対策を行わないと仮定した場合 (BAU)」としたほうが適当だと思ひますので、ご検討お願ひしたいと思ひます。

庁内課

ご指摘ありがとうございます。今のご意見を踏まえまして、しっかりと表記を正確にさせていただければと思ひます。

増田会長

はい、ありがとうございます。今、いただいたような細かなところもぜひご通読いただいて、ご意見をいただければと思ひます。

それでは、恐縮ですが時間になりましたので、これにて議事 2 のこの場での質疑は終了させていただきますが、先ほどの議事 1 と合わせまして、他にご意見等ある場合には、後日事務局へご提出いただければと思ひます。

冒頭ご説明いただきましたように、今回、法改正対応に必要なことということで、11 月には素案を完成し、その後、議会の報告やパブリックコメントなど、非常に後ろのスケジュールが密になっている関係で、次回 11 月には素案の完成というところまで議論を深めていかなければいけないので、8 月 18 日までに本日出し切れなかつたご意見等をお寄せいただければ、事務局のほうで整理いたしますのでよろしくお願ひいたします。それでは一旦議事は終了とさせていただきます、ありがとうございます。

## 7. 閉会

事務局

ありがとうございます。先ほども増田会長から少しお話いただきました、追加のご意見につきましては、別紙により 8 月 18 日金曜日までにご提出くださいますようお願いいたします。なお、提出につきましては任意の様式でも構いませんので、お願ひいたします。

また、次の審議会は、令和 5 年 11 月中旬ごろを目途に開催予定でございますので、ご承知くださいますようお願いいたします。改めて詳細なご依頼をさせていただきます。それでは以上をもちまして、さいたま市環境審議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、これから 2 年間、本市の環境行政に貴重なご意見を賜りたいと思ひますので

どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。